平成２２年（フ）第２３９８号
名古屋市北区上飯田通１丁目15番地
破産者　有限会社ファンエンタープライズ
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７５０号
名古屋市千種区汁谷町８番地の１　茶屋ケ坂コータース201号
破産者　ラッシュオートモービルこと　中瀬　勝裕
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５９号
名古屋市天白区植田東１丁目704番地
破産者　有限会社ティーエム
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１号
三重県四日市市西富田３丁目２番21号
破産者　小野　龍二
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４９７号
大阪府東大阪市下六万寺町２丁目２番14号、商業登記簿上の本店所在地大阪府東大阪市下六万寺町１丁目１番２号
破産者　山﨑電気工業株式会社
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９２８号
大阪府東大阪市柏田西２丁目６番19号
破産者　株式会社ムラカミ
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１５９号
大阪市東住吉区北田辺５丁目２番15―307号
破産者　漣　　敬介
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８５７７号
大阪府豊中市庄内東町４丁目13番25号２階、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区宮原２丁目11番９号
破産者　株式会社北大阪アルミセンター
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４７号
大阪市淀川区西宮原２丁目２番17号
破産者　山三衣料株式会社
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６６３号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―305号
破産者　株式会社イシモト
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８３３号
大阪市西成区天下茶屋１丁目26番12号
破産者　有限会社オート技研
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１号
大阪市福島区海老江５丁目７番16号
破産者　株式会社クリエイティブボム
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４号
大阪市北区同心２丁目11番15号
破産者　有限会社みのる
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８９号
大阪府東大阪市箕輪２丁目７番２号
破産者　有限会社北大阪倉庫
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９号
大阪府羽曳野市駒ヶ谷351番地の３
破産者　株式会社三宅工務店
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
兵庫県宝塚市御殿山２丁目13番12号、商業登記簿上の本店所在地大阪府和泉市三林町56番地の３
破産者　有限会社タイケイ教育
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１３７６号
福岡市中央区赤坂３丁目３番35号、破産手続開始決定時の住所福岡県福岡市中央区舞鶴１丁目９番22―208号
破産者　藤堂信太郎
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６２４号
福岡市早良区早良４丁目20番５号
破産者　加藤　幸一
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８５号
福岡市博多区下川端町３番１号　博多リバレイン地下２階
破産者　株式会社アクア・トラスト
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８８６号
福岡市博多区中洲３丁目５番14号、商業登記簿上の本店所在地福岡市中央区赤坂２丁目４番５号
破産者　株式会社エランドール
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３１３４号
福岡市中央区白金２丁目15番３号
破産者　有限会社住宅情報センター
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０号
愛知県蒲郡市豊岡町前野62番地１
破産者　株式会社Ｋｅｎｊｉ＆ｃｏ
1　決定年月日　平成23年５月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部